

議案第 1 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 4 中「1 0 0 分の 1 2 . 1」を「1 0 0 分の 8 . 4」に改める。

第 3 4 条の 5 第 1 項第 1 号中「1 2 . 1 分の 2 . 4」を「8 . 4 分の 2 . 4」に改め、同項第 2 号中「1 2 . 1 分の 1 . 2」を「8 . 4 分の 1 . 2」に改める。

第 4 3 条第 1 項中「規定によって」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「又は賦課した」を「、又は賦課した」に、「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税

額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間
- 附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第33項 第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定及び附則第3条の規定
公布の日

(2) 第 4 3 条、第 4 8 条及び第 5 0 条の改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

(3) 第 3 4 条の 4 及び第 3 4 条の 5 の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

(4) 附則第 6 条の改正規定及び次条第 4 項の規定 平成 3 0 年 1 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）第 3 4 条の 4 及び第 3 4 条の 5 の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人等の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人等の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人等の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人等の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 4 3 条第 4 項の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に同条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例第 4 8 条第 5 項及び第 5 0 条第 4 項の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に新条例第 4 8 条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第 6 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 1 0 条の 2 第 5 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

理 由

地方税法の改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、市民税の延滞金の計算期間から控除する期間、医療費控除の特例及び太陽光発電設備に対して課する固定資産税の減額に係る割合を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。